

公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター
配分金規約

昭和59年2月1日
規約第2号
改正 平成6年3月31日
平成14年5月9日
平成25年3月25日
平成31年3月19日
令和8年3月23日

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ）に関する事項を定めるものである。

(配分金支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって全額支払うものとする。

ただし、会員との合意によって、現金で直接その全額を支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を原則として毎月末日締切、翌月20日に支払うものとする。

ただし、支払日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その翌日に支払うものとする。

2 仕事の完成後その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、特別の事由がある場合に限り、当該請求に係る配分金を可及的速やかに支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第5条 会員の就業に関する配分金見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

1 この規約は、昭和59年2月1日から施行する。

2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。